『金融経済研究』第45号, 2022年3月

明治9年の国立銀行条例改正*

鹿 野 嘉 昭

要旨

本稿では、明治9年の条例改正前の国立銀行の経営状況および条例改正の背景とその経済 史的意義について検討した。その結果、次のような知見が得られた。すなわち、第1に、条 例改正までの間、国立銀行の主たる資金調達源は官公預金であり、政府による資産保全措置 の強化とともに資金不足に陥った。事態に対処するべく国立銀行は7年9月以降、銀行券を 返納して政府紙幣の貸し下げを受けることとし、発券機能は事実上消滅した。第2に、改正 条例のなかで重要な役割を果たしたのは、太政官札による資本金払い込みの廃止、金禄公債 による資本金払い込みの容認および最低資本金の引き下げ、銀行券の発行限度額の拡大およ び政府紙幣兌換への移行という5つの措置であり、それらが相互に重なり合って国立銀行の 設立を後押しする方向で作用したということができる。

1 はじめに

政府は明治4年,欧米流の近代銀行制度を移入して兌換銀行券制度の確立および殖産興業資金供給体制の強化を図ることにした。この方針に基づき5年11月に国立銀行条例が公布され、ここに日本の近代銀行制度の礎が築かれた。しかし、9年8月の条例改正までの4年弱の間に創立されたのは東京第一国立銀行・横浜第二国立銀行・新潟第四国立銀行・大阪第五国立銀行の4行にとどまるなど、国立銀行制度は政府による計画を大きく下回るかたちで始まった。そうしたなか、国立銀行は7年半ば以降、金貨への兌換請求の増嵩に伴う銀行券の流通高急減とともに営業資金が不足し、新規貸出が実行できなくなる事態に陥った。

ちょうどこの時期,廃藩置県に伴って版籍を離脱した士族の秩禄処分のために巨額の公債(金禄公債)発行が企図されるなか,当該公債を国立銀行の資本金の払込手段として容認してその不胎化を図るという考え方が浮上した.この考え方を踏まえて政府は明治9年8月,国立銀行の営業資金不足の解消および金禄公債の不胎化を目指して国立銀行条例の改正に踏み切り,金兌換の廃止,銀行券の発行枠拡大に加えて金禄公債による資本金払い込みを認めた.この条例改正に伴い,国立銀

^{*} 本稿は2019年度日本金融学会秋季大会(於:甲南大学)での報告論文を加筆修正したものである。報告に際しては指定討論者である鎮目雅人氏や靎見誠良氏などから有益なコメントや批判を頂戴したことを記して感謝の念を表することにしたい。いうまでもなく、ありうべき誤解や誤りは著者の責に属する。なお、本稿は日本学術振興会学術研究助成基金助成金(基盤研究 C)(一般)「わが国における近代銀行制度の成立過程」(課題番号19K01797、2019~2021年度)による研究成果の一部である。

行の営業資金不足は解消したほか、収益性も大きく改善した。それとともに全国各地で国立銀行の設立が相次ぎ、合計153行となった。このように近代的な兌換銀行券制度の確立という政府の方針はひとまず後景に退いたが、国立銀行は殖産興業資金の供給という使命を果たし、日本経済の発展に寄与することになった。

政府は、このような殖産興業資金の供給体制の整備に加え、貨幣制度の近代化にも取り組んだ.¹⁾ 事実、明治4年5月には金本位制度が定立され、江戸時代の「両・分・朱」の世界から「円・銭・厘」の世界に移行した。しかし、その後、貿易赤字の持続を主因に金銀貨が大量に流出した一方で、不換の政府紙幣である明治通宝が太政官札や藩札の交換回収や財政赤字の補塡目的で増発された。その結果、日本の貨幣制度は金本位制を標榜しつつも、実態としては政府不換紙幣が主たる貨幣として流通する「紙幣専用ノ制」と化したが、物価は比較的落ち着いていた。

そうした事態を一変させたのが、明治10年2月に勃発した西南戦争であった。政府では戦費調達のため、政府紙幣および国立銀行券を大量発行した。紙幣の増発とともにインフレが高進し、それがまた輸入の増大を通じて貿易赤字を拡大させ、正貨準備のさらなる減少を招いた。加えて、インフレを契機に社会不安も増大していった。そうしたなか、大蔵卿の松方正義は14年、インフレ収束を狙いとして緊縮財政措置を大胆に実施し、それに伴って得られた財政剰余金を紙幣の回収整理に振り向けた。その結果、インフレは鎮静化したが、松方デフレと称されるように、日本経済は深刻なデフレに見舞われることになった。

この紙幣整理の過程で政府においては、紙幣の濫発防止および通貨価値の安定を図るには紙幣の発行権限を政府から独立した機関に委ねるとともに、紙幣発行にかかわる制度を一元的なものへと整備することが重要であるという認識が高まった。そして明治15年10月、欧州先進国の中央銀行制度にならって日本の中央銀行として日本銀行が設立されるとともに、紙幣の日本銀行券への一元化が企図された。その後、国立銀行は20年の営業免許切れとともに、普通銀行へと業態転換した。加えて、政府紙幣、国立銀行券とも32年12月に通用停止となり、ここにおいて名実ともに紙幣の日本銀行券への一元化が達成された。

以上が、大蔵省が編纂した官撰資料である『明治財政史』や『貨政考要』に基づく、国立銀行の創設から明治9年の条例改正に至る経緯や貨幣制度の近代化に向けた動きであり、経済史研究においても広く受け入れられている。本稿では、そうした金融面での制度改革のうち銀行隆盛の契機となった9年の国立銀行条例改正をめぐる動きに焦点を当てて、その趣旨や経済史的な意義を理解するうえでさらなる議論が必要と判断された課題について、金融論の視点を加味して改めて検討することにした。もう少し具体的にいうと、創立直後の国立銀行は一体どのような経営状況にあったのか、国立銀行は銀行券の兌換請求の増嵩とともに極度の営業資金不足に陥ったとされるが、本当にそうなのか、金兌換の廃止が国立銀行のその後の成長・発展の礎となったという捉え方は妥当なのか、などを中心に検討する。

以下、第2節で明治9年8月の国立銀行条例改正に至る経緯について振り返った後、第3節では

¹⁾ 維新政府にとって経済政策面での重要課題は富国強兵と殖産興業であった。このうち殖産興業については明治元年5月以降、福井藩藩士三岡八郎の建議に基づき、太政官札という不換紙幣の発行を媒介として推進された。しかし、太政官札は大量に発行されるとともに、政府はもとより領国大名政府の多くにより財政赤字の補塡に流用されたため、その流通価値は大きく下落した。この事実を前にして政府は不換紙幣の単純な発行だけでは産業振興につながらないと観念し、為替会社という銀行類似の金融機関を2年6月から創設するとともに、同社が発行する兌換紙幣を基礎として殖産興業資金を供給することにした。もっとも、為替会社も兌換紙幣を過剰に発行して経営難に陥るなど、所期の狙いを達成することはできなかった。

先行研究を展望するとともに本稿での検証課題を述べる。次いで、第4節において9年の条例改正までの国立銀行の経営状況や国立銀行制度創設に際し課された目的の達成状況を検討した後、第5節では改正条例のうちどの条項が重要な役割を果たしたのかについて論じるとともに、その経済史的意義を探る。最後に、第6節では本稿で得られた知見を要約するとともに、今後の課題を指摘する。

2 明治9年8月の国立銀行条例改正に至るまでの経緯

2.1 国立銀行における営業資金不足の発生と対応

明治7年になると、貿易赤字の増大や金銀にかかわる内外比価の拡大を主因として日本からの金 貨流出が大きく進行した。そうした流れのなかで、国立銀行が発行した銀行券に対する兌換請求も 7年7月ごろから急増した。国立銀行においては銀行券を発行すればするほどより多くの兌換損失 発生が見込まれたため、4行とも銀行券の追加発行を見合わせた。20 なお、第二国立銀行の場合、 発行環境が悪化した7年7月に創立がずれ込んだため、銀行券を発行することはなかった。このよ うな国立銀行を取り巻く環境の変化とともに銀行券の流通高は急減し、9年6月末には6万円、銀 行券下付高142万円(小野組破綻に起因する第一国立銀行の減資に伴って60万円減少)の4%にま で低下するなど、事実上流通界から姿を消すことになった。このようにして国立銀行は営業資金不 足に直面するとともに新規貸出を実行できないなど、営業不振の事態に陥った。

そうした状況下、国立銀行においては、官民を問わずに預金の受け入れを増やすか、政府に銀行券の金兌換から政府紙幣兌換への移行、ないし政府紙幣の貸し下げという支援措置の実施を要望するかという方策しか残されていなかった。実際、国立銀行は官公預金の獲得や民間預金の吸収に努めたが、営業資金不足が解消するには至らなかった。それゆえ、第一国立銀行および第四国立銀行は明治7年8月、政府に政府紙幣の貸し下げを要請し、実際に貸し下げを受けた。その際、銀行券発行の保証物件として供託されていた金札引換公債がいったん引き出され、次いで政府紙幣借り受けの担保として改めて政府に提供された。

さらに、国立銀行は単独ないし4行合同で明治7年9月以降、政府紙幣の貸し下げを幾度か要請し、銀行券発行高の減少に見合うだけの政府紙幣貸し下げを受けた。このように銀行券の発行縮小に伴う資金不足は政府に支援を仰ぐことで何とか凌ぐことができたが、営業資金不足が抜本的に解消することはなかった。そうした状況下、事態の根本的な解決を目指して国立銀行は8年3月、4行合同で銀行券の金兌換から政府紙幣兌換への移行を要望した。政府は当初、この要望を条例の本旨にもとるものであるがゆえに到底許容できないとして聞き入れなかった。しかし、同年11月、そのまま放置しておけば銀行経営に重大な影響が及ぶとして要望を一部受け入れ、政府紙幣兌換に代わる次善的な措置として政府紙幣を貸し下げることとし、合計71万円にのぼる政府紙幣が国立銀行4行に貸し下げられた。

2.2 条例改正に強い影響を及ぼした金禄公債の不胎化要請

明治9年に入ると、国立銀行の資金繰りは一段と繁忙化し、再び危機的な状況に陥った。事態を 憂慮した大蔵省紙幣頭の職にあった得能良介は同年3月、銀行券の兌換については当分の間、金貨 に加え銀貨および政府紙幣のいずれでも可とするべく条例改正を行うことを建議した。この稟議に 大蔵省首脳は直ちに同意し、正院に上申した。しかし、国立銀行は条例改正が必要な兌換制度の変

²⁾ 明治5年の国立銀行条例の制定から9年の条例改正までの国立銀行をめぐる動きについては、日本銀行調査局編(1973)、313-320頁を参照.

[©]Japan Society of Monetary Economics 2022

更よりも即効性の高い政府紙幣の借り受けを希望したほか、4月になると条例改正を促す別の事由が生じたこともあって稟議はいったん取り下げられた.3)

そうしたなか、大蔵卿の大隈重信は明治9年4月、紙幣頭の得能良介に金禄公債の不胎化要請に応えるべく、金禄公債を銀行券の抵当として政府に供託可能とするとともに銀行券の発行枠を拡大するべく国立銀行条例の改正に着手することを命じた。金禄公債とは4年7月の廃藩置県に伴って版籍を離脱した士族への政府による俸禄支払いにかかわる改革措置、秩禄処分のために発行される交付国債のことをいう。これを受け、国立銀行条例の改正作業が一気に進み、5月には改正草案が完成し、6月に正院宛てに稟議された。そして7月には裁可され、8月に改正国立銀行条例が公布された。4)

秩禄処分は明治維新時からの重要な政策課題として廃藩置県以降,長年にわたって慎重に取り扱われるなかで種々の制度の創設が提案されたが,最終的には金禄公債の発行により解決が図られることになった。5)この金禄公債の発行については、大蔵省が明治8年9月に建議した「華士族家禄処分方之儀ニ付正院上申案」という秩禄処分案に基づき実施された。すなわち、政府は翌9年3月、この建議に基づき俸禄制を廃止するとともに、その代替措置として金禄公債を士族に下付することとし、同年8月には金禄公債発行条例を公布した。秩禄処分により個々の士族に交付される金禄公債の額面金額は秩禄の5~14年分とされ、その合計金額が一括して支給されることになった。この公債を受領する士族は34万人、発行高は1億7,400万円にものぼった。そうした巨額の支払いを円滑に進めるべく、政府も発行5年後から毎年の抽選を経て都合30年間で金禄公債を全額償還することとした。

このように金禄公債の場合,発行後5年間の据置期間は利息が支払われるだけであったため,士族による生活資金の確保や事業資金の早期調達を図るべく譲渡可能とされ,市場で売却する途も開かれていた。そうしたなか,仮に士族が発行開始とともに金禄公債を一斉に売却すれば価格が大きく下落し,公債保有者たる士族の家計が大きな打撃を受け、その困窮度合いがさらに悪化することが懸念された。それゆえ,政府は金禄公債発行条例の公布と同時に,大蔵省布告により同公債の譲渡(書入・質入・売買)を当分の間禁止することにした。

もっとも、一片の布告だけで金禄公債の売却を完全に防止できるとは考え難い. そのため、政府に対しては金禄公債の不胎化、すなわち市場でなるべく売買されないよう特定の機関が吸収・保有する仕組みを速やかに整備することが求められた. こうした文脈のなかで、国立銀行の資本金払い込み手段に金禄公債を認めるという方策が急浮上し、そうした施策に関連する条項が改正国立銀行条例に盛り込まれたのである. この点に関連して『明治財政史』は、銀行券の発行不能に起因する営業資金不足の解消を狙って条例改正が検討されるなか、秩禄処分の円滑な遂行に不可欠な金禄公債の不胎化という政治的な要請がたまたま加わって、条例改正が速やかに実現したと指摘している.60

2.3 条例改正と大隈重信

改正国立銀行条例においては、公債を担保として銀行券を発行するという国立銀行に独特の発券銀行としての根本を維持しつつ金禄公債を不胎化するべく、担保となる公債の対象が年4%以上に

³⁾ 渡辺編 (1921), 266頁.

⁴⁾ 明治財政史編纂會編 (1972), 112頁.

⁵⁾ 秩禄処分や金禄公債発行については、池田(1960)、落合(1999)を参照のこと、

⁶⁾ 明治財政史編纂會編(1972), 111-112頁.

拡張された(旧条例で取得義務が課された金札引換公債は年6%)。その結果、旧禄高を基準として年5%、7%および10%のいずれかが適用される金禄公債はすべて、資本金に払い込み可能とされたのである。加えて、金禄公債の不胎化および金融の疎通を推進するに際しては国立銀行が全国各地で増設されることが求められるため、その収益性や銀行券発行機能の改善を目指して、金兌換から政府紙幣兌換への移行、および銀行発行枠を資本金の6割から8割に拡大することが盛り込まれたのである。

このうち政府紙幣兌換制度への変更は、政府が企図していた近代的な兌換銀行制度の確立という方針に反するものであった。そのため、大蔵省内においても国立銀行に付与された発券機能を廃止すべきという意見も見られたが、退けられた。また、御雇外国人のシャンドも事後的にではあったが、不換紙幣化が図られれば銀行券への信認低下とともに流通価値が下落することや、通貨が増発されてインフレが高進することが懸念されるといった反対論を展開した。 $^{7)}$ これに対し紙幣頭の得能良介は「条例改正は華士族の家禄没収に関連するものであり、この事実を顧みずに改正条項を表面的に捉えて批判することは避けるべき」と反駁し、最終的にはシャンドも首肯したことが知られている。 $^{8)}$

この間、国立銀行が営業資金不足に窮していた明治7・8年当時、日本は金貨の大量流出に見舞われていた。大蔵卿の大隈重信は金貨の大量流出を経済財政面での最大の困難とし、8年1月の財政建議では殖産興業による輸出の奨励、外国商品の流入抑制等を説いた。殖産興業を促すには金融の疎通改善が不可欠であり、国立銀行には貸出の伸長が期待されたが、資金不足により十分実行できないほか、銀行数も4行にとどまる。事態の改善には、全国各地での国立銀行の設立増大や銀行券の発行機能の回復が求められた。そうした日本を取り巻くマクロ経済的な環境にも配慮のうえ、政府は条例の改正に踏み切ったといえよう。

条例改正をめぐる動きを政治的に見ると、佐賀出身の大隈重信自身、秩禄処分問題の解決により 財政政策面での第一人者という名声を得て、薩長出身者が中枢を占める政府において重要閣僚とし ての地歩を固めようとしたと考えられる。明治9年当時、政界最大の実力者は薩摩出身の大久保利 通内務卿であり、大隈は7年の台湾出兵問題への対応で大久保に疎んじられることになった。そう したなか、大隈は失地回復を図るべく大久保を支える方向に転じ、秩禄処分に際しての最大の懸案 事項であった価格下落問題への対応措置として、国立銀行の資本金払い込み手段に金禄公債を追加 することにしたといえるのではなかろうか。9)

3 先行研究の展望と本稿での検証課題

3.1 国立銀行全体としての経営状況に関する研究の展望

明治9年の条例改正までの国立銀行をめぐる環境の変化やその経営のありようは経済史研究においても広く関心を集め、数多くの優れた研究が公表されている。そして現在では、銀行券の発行不能に伴う営業資金不足を主因として国立銀行は7年半ば以降、経営が危機的な状況に陥るなか、政府紙幣の貸し下げないし政府拝借金の受け入れにより何とか急場を凌いだ。しかし、事態を抜本的に改善するには、金兌換を廃止して政府紙幣兌換に移行することが不可避であったとされている。

そうした研究のうち、国立銀行全体としての経営状況や預金・貸出面での動きを子細に検討した

⁷⁾ 明治財政史編纂會編 (1972), 114-141頁.

⁸⁾ 渡辺編 (1921). 296-304頁.

⁹⁾ 大隈重信と大久保利通との関係については、例えば伊藤(2019)を参照のこと.

研究としては加藤俊彦による研究(加藤 (1957)),伊牟田敏充による研究(伊牟田 (1976)),中村 尚美による研究(中村 (1968))や千田稔による研究(千田 (1982))が挙げられる。このうち加藤 は『明治財政史』に掲載された国立銀行の預金および銀行券発行高の動きを分析のうえ,「これら の銀行は官金出納事務を担当し,主として官公預金および兌換銀行券の発行を資金源として貸付をおこなったが,その営業は隆盛に向かうことはできなかった」と総括するとともに,官公預金の引き揚げに増して国立銀行の営業不振の原因となったのは「兌換券発行の失敗であった」¹⁰⁾と結論づけている。

また、伊牟田敏充は、「民間預金の振わなかった当時においては発券不能は貸付資金の涸渇を意味したから、国立銀行は深刻な経営危機に見舞われることになり」、政府は4行からの陳情を受けて金札引換公債との交換で政府紙幣を貸し下げた。「かくて政府は銀行に売渡した金札公債をすべて買戻す結果となった。明治5年の国立銀行条例のめざした近代発券制度の確立はこのようにして失敗し、同条例の改正が緊要の課題となった」¹¹⁾ と指摘している。このほか、中村尚美は「銀行券は、発行せられるやたちまち兌換を求められる結果となり、銀行は資金の欠乏に苦しみ、明治7年から8年にかけて早くも銀行の営業そのものが危機に瀕するに至った」¹²⁾ とするなど、当時における日本の貨幣制度のありようが営業資金不足を招来し、国立銀行経営に暗い影を投げかけていたと観念している。

千田稔は、国家財政史の観点から国立銀行の設立と経営の特質を解明するなかで、大蔵省が徴求した決算書である「半季実際報告」およびそれを集計した「各国立銀行資産負債一覧表」を利用した分析結果に基づき、国立銀行経営に関し次のような結論を得ている。すなわち、第1に、資金調達面では第一国立銀行の動きを反映して政府勘定ないし官公預金が圧倒的な比重を占めていた。第2に、資金運用面では、大手為替方の小野組が明治7年11月に破綻した後、貸出が減少した一方で公債が増加した。第3に、小野組が担っていた府県為替方の取り扱いを国立銀行が承継したことがその資金繰り安定化に寄与した。第4に、小野組破綻や銀行券の兌換請求増嵩という危機的状況のなかで、政府拝借金など国庫金の増加が国立銀行における資金の枯渇を補塡するとともに、公債保有増に伴う利息収入の拡大が銀行に確実な収益をもたらした。

3.2 創設期における国立銀行4行の経営状況に関する研究の展望

また、国立銀行4行の創設当時における経営状況を個別に検討したものとしては、加藤俊彦の第一国立銀行にかかわる研究(加藤(1963)),大内力による第四国立銀行の研究(大内(1957))が挙げられる。彼らはともに刊本ないし稿本として利用可能となっていた個別銀行史を踏まえて、13)銀行の業務実態を明らかにするとともにその経営状況についても詳細に分析している。その結果、創設当時の両行に関しては、次のような知見が得られている。

すなわち、第一国立銀行はわが国初の国立銀行であり、東京に本店を置くとともに国立銀行全体としての総資産の7~9割を占めるなど、真に国立銀行のガリバーであった。創設時の資本金は250万円、うち200万円は設立発起人となった三井組および小野組という当時の豪商が各100万円を引き受けた。そうした事情もあって、同行には活躍が大いに期待された。しかし、東京所在の旧来からの商業資本家の多くが第一国立銀行と取引を開始することには慎重な姿勢を堅持したため、貸

¹⁰⁾ 加藤 (1957), 26頁.

¹¹⁾ 伊牟田 (1976), 14-15頁.

¹²⁾ 中村 (1968). 43-44頁.

¹³⁾ 第一銀行八十年史編纂室編 (1957), 第四銀行企画部行史編集室編 (1974).

出や預金の取引先の開発に難渋するなど、業況は順調には推移しなかったようである.14)

第一国立銀行の資産負債面での特色としては、巨額の政府預金の受け入れが挙げられる. ¹⁵⁾ 実際、明治7年6月末時点の政府からの負債(預金および振出手形)は768万円、負債及び資本計1,371万円の過半、56%を占めていた。銀行券の発行高は100万円と限度額(資本金の6割、150万円)の3分の2の水準にとどまっていたが、民間からの預金も合計231万円(同、17%)にのぼるなど、営業資金は極めて潤沢であった。この傾向はおおむね維持されたが、政府預金は8年6月末に358万円とほぼ半減した後、9年6月末には273万円へとさらに減少した。そうしたなか、金銀比価の内外格差の拡大に伴って7年6月以降、銀行券の兌換要求の増嵩を主因に銀行券が事実上発行不能となって営業資金不足に陥るなど、第一国立銀行の経営は危機的な事態に陥った。それゆえ、同行は同年8月、政府に政府紙幣の貸し下げを願い出、翌9月に40万円の貸し下げを受けた。さらに、8年3月には事態の抜本的な解決を目指し、国立銀行4行合同で国立銀行の監督官庁である紙幣寮の責任者、紙幣頭の得能良介宛てに正貨兌換の廃止および政府紙幣兌換への移行を建議した。

次は、第四国立銀行である。同行は新潟県令楠本正隆からの勧奨を受け、明治7年3月に新潟在住の商人による出資に基づき創設され、資本金20万円でもって開業した。しかし、創設後半年を経て資金難に直面した。¹⁶⁾ すなわち、同行では銀行券を累計19万8,741円発行したが、兌換請求が増嵩したため7年末の流通高は4万8,695円、発行限度額12万円の4割にとどまった。一方、貸出に対する需要は中小の地主や商人を中心に旺盛で、7年末には25万416円にも達したが、資金不足のため十分応じることができなかった。

そうした状況下, 第四国立銀行では政府に銀行券の政府紙幣との兌換許可を願い出たが却下された. 政府では, それに代わる支援措置として明治7年11月に政府紙幣3万円を貸与した. 同行はまた, 公金預金の取り扱い拡大を通じた営業資金の確保に努めることにし, 8年3月には新潟県公金預金の取り扱いを三井組から譲り受けたほか, 新潟裁判所・新潟税関の出納事務, 上納金の真贋鑑定, 贋札鑑定, 損札引換などの取り扱いについても県から命じられた. さらに, 県から下げ渡された米穀の売却を通じて差益を獲得するという異例の措置も時限的に実施されたが, 経営困難が解消することはなかった.

これに対し、第二国立銀行については、原司郎が明らかにした同行創設の経緯を除き、¹⁷⁾ ほとんど明らかになっていない。実際、同行の場合、横浜為替会社が業態転換して創設されたという経緯もあって明治6年1月に2番目に開業許可が下りたが、実際の開業は1年半遅れの7年7月と、第四国立銀行(7年3月創業)に3か月後塵を拝することになった。また、資本金については政府との協議により40万円で出発して100万円まで増資することが企図されていたが、25万円で開業することになった。6年後半に生じた生糸価格の暴落により資本金の募集が困難を極めたからである。¹⁸⁾ この間、横浜為替会社は生糸価格暴落時に生糸商人向けに生糸を引き当てとして総額18万8、000円の緊急融資を行ったことが知られている。

また,第五国立銀行は明治6年12月にわが国第2番目の国立銀行として開業した。株主は島津氏など鹿児島県の士族であり、資本金は50万円と第一国立銀行に次ぐ大きさであった。ただし、実際の銀行運営は島津家の御用商人や大分県日田地方の両替商などに委ねられた。本店は大阪に置かれ

¹⁴⁾ 第一銀行八十年史編纂室編 (1957), 175-176頁.

¹⁵⁾ 加藤 (1963), 34-36頁.

¹⁶⁾ 第四銀行企画部行史編集室編(1974), 60-65頁.

¹⁷⁾ 原(1958). 58-63頁.

¹⁸⁾ 横浜市編(1961), 218-220頁.

たが、営業規模では地元の鹿児島支店の比重が高かった。7年6月末時点での資産負債状況を見ると、営業資金は銀行券発行高29万5,000円と一般預金13万5,000円の合計43万円であり、銀行券発行が主たる資金源であったことがわかる。一方、資産面では貸出が31万9,000円にのぼるとともに、兌換準備などからなる金銀有高が24万円にのぼっていた。19)

このように第五国立銀行においては第四国立銀行と同様に旺盛な借り入れ需要を背景として銀行券発行高は限度額(資本金の6割=30万円)に近い水準にまで拡大し、さらに貸付を行うには預金の伸長が不可欠な事態にあった。それゆえ、同行も、銀行券の兌換請求の増嵩とともに営業資金不足に陥っていたと判断される。この間、明治7年6月末の銀行券発行高や金銀有高からすると、その時点までは兌換請求はさほど多くはなかったようである。

3.3 明治9年の国立銀行条例改正に向けた動きに関する研究の展望

明治9年の国立銀行条例改正をめぐる動きについて検討したものとしては、先に掲げた加藤俊彦、伊牟田敏充による研究のほか、岡田俊平、杉山和雄や鎮目雅人による研究(岡田(1957)、杉山(1962)、鎮目(2020))が挙げられる。実際、加藤は、国立銀行の経営の安定化に加え、丁度この時期に浮上した秩禄処分のために発行される巨額の公債の価格安定化という2つの目標を同時に達成するには、「巨額の金禄公債を銀行資本に転化し、しかもその銀行が営業不振にくるしむことなく発展しうるよう」「兌換銀行券を不換紙幣化する」というのが必然的にとらざるをえない方策であったとしている。20)また、伊牟田も明治8年の条例改正に際し「華士族の秩禄を公債交付で処分する計画が立案されており」、この巨額の公債の価格維持も「目的のひとつとすることとなった」としている。21)

このほか、岡田俊平は、条例の改正を求める動きが高まるなか、政府においては国立銀行制度の廃止論が台頭するなど、銀行券発行制度に関し条例制定当時と同様の議論が再び繰り返された。秩禄処分に伴う金禄公債の交付という重要な財政問題への対応を目指して国立銀行制度から英国流の金兌換が除去され、伊藤博文が提唱した紙幣会社に近似した姿になったと指摘している.²²⁾

その一方で、杉山和雄は、明治9年の条例改正が秩禄処分と並行して実施されたのは紛れもない事実ではあるが、華士族保護政策の意義を過大に評価することはできないと指摘している. ²³⁾ 金禄公債を国立銀行の資本へと転化するに際しては同公債に流通性を付与する必要があるが、そうした施策は華士族保護ないし士族救済に相反するからである。実際、国立銀行が設立ラッシュを迎えたのは、金禄公債の売買抵当契約の締結が政府により黙認された10年3月以降であったことが如実に物語っているとされる。また、鎮目雅人は、国立銀行条例の改正に際し政府には、金禄公債の交付による士族の生計助成に加え、同公債による国立銀行への資本金払い込みを認めることで資金融通を促して地域の産業発展につなげる意図があったと指摘している。加えて、商人が主体となって設立した国立銀行ほど、経営が良好であったことを示した. ²⁴⁾

3.4 本稿での検証課題

以上が創設時における国立銀行の経営状況,明治9年の国立銀行条例改正に至る経緯および条例 改正の趣旨などに関する研究史の展望である。そうした研究成果が広く受け入れられる一方で、資

¹⁹⁾ 日本銀行調査局編(1957), 317-320頁.

²⁰⁾ 加藤 (1957), 29頁.

²¹⁾ 伊牟田 (1976), 15頁.

²²⁾ 岡田 (1957), 97-98頁.

²³⁾ 杉山 (1962), 28頁,

²⁴⁾ 鎮目 (2020), 230, 236頁.

料面での制約もあって、1970年以降は経済史研究において国立銀行制度が取り上げられる機会は大きく減少している。加えて、条例改正前の国立銀行の経営実態や改正条例に盛り込まれた施策が銀行経営に及ぼした効果に関しては、研究成果は出尽くしたとまで断言することはできない。それゆえ、本稿では、条例改正前の国立銀行の経営実態等について、次に掲げる3つの研究課題を中心に検討することにした。

第1は、明治9年の条例改正までの時期における国立銀行の経営状況である。先行研究の多くにおいては、内外金銀比価の乖離に伴って銀行券を金貨に換えて海外に持ち出す動きが広範化したため、国立銀行券は発行不能になるとともに事実上流通界から姿を消すことになった。それとともに国立銀行は営業資金不足および極度の営業不振に陥ったとされるが、本当にそうなのだろうか。加えて、銀行券が発行不能となるなか、国立銀行の資金運用調達面での構造は変わったのか否か。仮に変わったとした場合、どのように変貌したのか。

第2は、国立銀行制度創設のもう1つの狙いであった金融の疎通は、所期の狙いを達成できたのか否かである。東京所在の銀行とそれ以外の銀行との間で顕著な相違は見られるのか否か。仮に達成できなかったとした場合、その原因はどこにあったのだろうか。

第3は、改正国立銀行条例のいずれの条項がその後における国立銀行の成長・発展を支える礎になったのかである。先行研究の多くは金兌換の廃止が大きな役割を果たしたとしているが、条例の改正に際し金禄公債の不胎化を図るべく新たに導入されたその他の条項は何ら影響を及ぼしていないといえるのか。

以下,本稿ではこれらの課題について,個々の銀行の経営動向を踏まえつつ,国立銀行による資金の運用調達行動の有機的な連関を視野に入れて分析・検討することにした.

4 国立銀行条例改正までの国立銀行の経営状況と金融の疎通

4.1 明治9年までの国立銀行全体としての資金調達状況

国立銀行の経営状況を分析する際の統計資料としては大蔵省が国立銀行から徴求した決算書である「半季実際報告」、およびそれを集計した大蔵省『銀行課第1次報告』所収の「各国立銀行資産負債一覧表」が利用可能となっている。²⁵⁾ ただし、国立銀行4行の「半季実際報告」の場合、創設から条例改正前の明治9年6月期まですべてそろっていることはなく、むしろ欠落のほうが多い。²⁶⁾ 表1は、「各国立銀行資産負債一覧表」および第一国立銀行の「半季実際報告書」に基づき、明治7年6月末から9年6月末までの毎年6月末時点での国立銀行合計、第一国立銀行および第一国立銀行を除く国立銀行3行(その他の国立銀行、国立銀行合計から第一国立銀行分を控除して算出)の資産負債状況を要約したものである。

このうち負債及び資本金の状況を示した表1の(1)負債及び資本金勘定からは、国立銀行合計の銀行券の発行高は明治7年6月末では135万円、負債及び資本金総計1,508万円の10%弱にとどまっていたことがわかる。つまり、銀行券は国立銀行の資金調達上、当初から重要な役割を果たしてい

^{25) 「}半期実務報告」は日本銀行調査局編(1957)において、「各国立銀行資産負債一覧表」は日本銀行調査局編(1960)においてそれぞれ利用可能となっている。ただし、「半季実際報告」において報告された計数の集計値と「各国立銀行資産負債一覧表」の計数とが一致しないところも散見される。その背景としては、報告を求められた勘定科目に関する理解が銀行ごとに微妙に異なっていたといった事情が指摘できよう。

²⁶⁾ 実際,日本銀行調査局編(1957)において最も多くの資料が利用可能な第一銀行でも明治8年6月期分が欠落している(本稿では第一銀行八十年史編纂室編(1957)巻末の「半季実際報告表」を利用した).第二国立銀行の場合,初期の半季実際報告はすべて欠落しているほか,第五国立銀行では7年6月期分のみが利用できる.

表 1 創設直後から条例改正までの国立銀行の資産負債状況

(1) 負債及び資本金勘定

(単位:千円)

								(-	平位·1□/
		国立銀行計		うち	第一国立	銀行	その他の国立銀行		
	明治7年	明治8年	明治9年	明治7年	明治8年	明治9年	明治7年	明治8年	明治9年
	6月末	6月末	6月末	6月末	6月末	6月末	6月末	6月末	6月末
政府ヨリ借	(3行)	(4行)	(4行)	(1行)	(1行)	(1行)	(2行)	(3行)	(3行)
御用預金	4,216	1,936	1,026	4,216	1,878	938		58	88
御用振出手形	3,464	1,730	229	3,464	1,673	200		57	29
御用當座預金	3,101	1,750	638	3,404	1,075	428		51	210
御用支拂銀行手形			43			16			27
御用約定預金			25		3	25			
御用定期預金									
御用別段預金									
御用假預金									
紙幣代御下金									
拝借金		1,040	1,340		780	980		260	360
舊貨幣並損札交換元		1,055	185		248	145		807	40
起業公債募集金									
未納税金	- 400		0.40=	= 400	4 =00	. =00			==0
小計	7,680	5,764	3,485	7,680	4,582	2,732		1,182	753
うち官公預金 人民ヨリ借	7,680	3,669	1,960	7,680	3,553	1,607		115	353
流通紙幣	1,357	381	62	1,003	191	34	354	190	29
定期預金	666	861	1,130	415	449	663	251	412	467
當座預金	516	1,137	543	480	967	392	36	169	152
振出手形	275	181	697	270	163	696	5	19	1
他所代金取立手形	1	0	13	1				0	13
支拂銀行手形	7	331	48	7		43	0	331	5
別段預金	1,137	120	28	1,137	20	28		100	
約定預金			1			1		0	
貯藏預金									
為替借	0	16	26	0			0	16	26
通知預金									
預代金取立手形									
借用金	0.050	0.00=	0 = 10	0.010	. =00		242		400
小計	3,958	3,027	2,549	3,313	1,790	1,857	646	1,238	692
除く流通紙幣 借金	2,601	2,646	2,487	2,310	1,599	1,824	292	1,047	663
他店ヨリ借			6		541	6			
補正勘定			Ü			Ü			
洋銀差金勘定									
請負料積立金									
雑勘定	12	20	23				12	20	23
損益勘定	226	261	305	131	108	148	95	152	157
株主ヨリ借									
株金	3,200	3,450	2,450	2,500	2,500	1,500	700	950	950
積立金	11	47	81	11	39	63		8	18
貯蓄金				27					
滞貨抵當				50	115	95			
洋銀部積立金									
家屋新築費積立金									
別段積立金									
支拂未済割賦金 小計	2 911	2 407	9 591	9 500	9 654	1 650	ເຄາ	0.49	979
総計	3,211 15,087	3,497	2,531 8,900	2,588 13,712	2,654 9,674	1,658 7,252	623 1,375	2,895	1,648
unio III	10,007	14,509	0,900	13,714	3,014	1,434	1,3/3	4,090	1,040

©Japan Society of Monetary Economics 2022

/	4	1/	\
<	伆	4	~

民間債務比率	26.2	24.1	28.6	24.2	18.5	25.6	47.0	42.8	42.0
うち銀行券発行高	9.0	3.0	0.7	7.3	2.0	0.5	25.7	6.6	1.8
政府債務比率	50.9	45.9	39.2	56.0	47.4	37.7		40.8	45.7
うち官公預金比率	50.9	29.2	22.0	56.0	36.7	22.2		4.0	21.4
資本勘定比率	21.3	27.8	28.4	18.9	27.4	22.9	45.3	29.1	53.0
総資産収益率 (ROA)	1.49	2.07	3.43	0.95	1.12	2.04	6.91	5.25	9.53

なかったのである。加えて、銀行券発行高は7年6月末前後から減少に転じ、9年6月末には6万円、発行枠142万円の4%、負債及び資本金総計890万円の1%弱にまで縮小するなど、事実上の発行停止ないし発行不能という事態に陥った。その当時、国内の金銀比価が国際的な水準と比較して銀高金安となっていたため、銀行券を金貨に換えて海外に持ち出す動きが広範化したためである。

国立銀行の資金調達において最も大きな比重を有していたのは、加藤 (1957) および千田 (1982) が指摘したとおり、政府債務つまり政府からの預金や拝借金 (借入金) であり、明治7年 6月末で768万円、負債及び資本金総計の51%を占めていた。この特徴はその後も維持され、9年 6月末でも348万円、負債及び資本金総計の39%にのぼっていた。次いで、民間からの預金および 為替 (248万円) と株主資本 (253万円) それぞれが3割弱を占めていた。言い換えると、国立銀行においては創設以来、銀行券ではなく、政府債務が主たる調達源になっていたのであり、そのため、銀行券発行高の比重は低かったといえる。

ただし、政府債務の内容は時が経つにつれて大きく変わった。すなわち、当初は拝借金および旧貨幣・損金交換元を控除した官公預金が768万円全額を占めていたが、その後、あとで詳しく述べるように大きく減少し、9年6月末には196万円と2年前の4分の1にまで縮小した。この動きを反映するかたちで負債及び資本金総計も890万円へと、7年6月末の1,508万円から4割減少した。その一方で、8年6月からは政府紙幣の借り受けを示す拝借金が急増し、9年6月末には134万円となって政府債務の4割弱を占めるに至った。銀行券の発行不振は、政府からの拝借金により穴埋めされていたのである。

銀行券発行高を除く民間債務の大半は民間預金であり、その残高は明治7年から9年にかけてはおおむね250~260万円前後で推移していた。ここからは、国立銀行は民間預金の吸収に難渋していたことが示唆される。実際、渋沢栄一は9年3月に紙幣頭の得能良一宛て書簡において「銀行に対する信用が薄いこともあって流通通貨総額1億3,000万円のうち4,000万円は商人や華族等により退蔵され、銀行に預けられることは少ない」²⁷⁾と指摘している。その一方で、国立銀行に先行して金融業務を営んでいた為替会社の6年3月末の預金は8社合計285万円であった。為替会社の場合、国立銀行とは異なって政府による預金保証が付与されており、この事実を考慮すると、国立銀行も規模相応に預金を獲得していたということができるのではなかろうか。

このように国立銀行全体としての資金調達は、最大の規模を有する第一国立銀行の状況を反映するかたちで政府債務に大きく依存していた。実際、第一国立銀行の場合、明治7年6月末における政府債務の合計は768万円、負債及び資本金の56%を占めていた。その後、政府債務高は減少に転じたが、9年6月末で273万円、同38%となお3分の1を超えていた。その背景となったのは官公預金の著しい減少であり、7年6月末の768万円から9年6月末には160万円と8割の減少を見た。この間、銀行券発行高の減少を穴埋めした政府紙幣借り受け、すなわち拝借金はゼロから98万円へ

²⁷⁾ 第一銀行八十年史編纂室編 (1957), 240頁.

[©]Japan Society of Monetary Economics 2022

と大きく増加している.

第一国立銀行以外の国立銀行の場合も、表1の(1)の最も右側の欄に掲げた負債及び資本の状況が示すとおり、創設当初は条例において想定されたように銀行券の発行を主たる資金源としていたが、その後、銀行券の発行急減に伴って官公預金や拝借金が増大したことが判明した。実際、明治7年6月末の国立銀行3行の銀行券発行高は35万円、発行枠の84%(第一国立銀行は67%)に達するなど、高い水準にあった。しかし、銀行券をめぐる環境の悪化とともに発行高も9年6月末には2万9,000円、発行枠の5%へと大きく縮小した。そうした状況下、先に指摘したとおり、3行も政府紙幣の貸し下げを政府に要請し、7年9月以降、銀行券発行高の減少を穴埋めするべく合計36万円にのぼる貸し下げを受けた。このように3行も、政府に支援を仰ぐことで何とか資金不足を凌ぐことができたといえる。

4.2 明治9年までの国立銀行全体としての資金運用状況

次は、資産の運用状況である。国立銀行の資産の内訳を示す表1の(2)資産勘定を一瞥すれば明らかなように、資産のなかで最も比重が高かったのは金貨や政府紙幣などから構成される金銀有高であり、明治7年6月末では898万円、総資産1,508万円の6割を占めていた。第一国立銀行の金銀有高が860万円、総資産1,371万円の63%を占めていたからであり、同行以外の金銀有高は38万円、総資産に対する比率は28%にとどまる。このように国立銀行の金銀有高においては、第一国立銀行とその他の国立銀行との間で2極分化が見られた。

その後、あとで詳しく述べるとおり、第一国立銀行からの政府預金の引き揚げを主因として国立銀行の金銀有高は2年間で615万円近く減少し、明治9年6月末の残高は283万円となった. ²⁸⁾ それでも、同月末の総資産に対する金銀有高の比率は32%となお高水準を維持していた。そうした状況においても営業資金不足にあったということは、条例第11条に基づく25%という預金準備率、官公預金や民間預金の受け払いなどを考慮すると、資金繰り順弁化のためには負債及び資本金総計の3割前後の現金保有が必要であったことが示唆される.

この間、国立銀行 4 行のうち金銀有高の内訳が明らかになっているのは、第一国立銀行だけである。同行の場合、表 1 の(2)の中央の欄のとおり、その過半は公金預金の一時的な積み上がりを反映した政府紙幣により構成され、金貨の割合は 1 割にも満たない。実際、同行の金貨保有高は明治7年6月末には67万円、銀行券発行高の6割強にも達していたが、9年6月には7万円にまで激減した。29)その理由としては次の2点が指摘できる。すなわち、第1は小野組破綻に伴う減資100万円である。これに伴いその4割に相当する40万円が取り崩され、損失補塡に流用された。第2は、銀行券保有者からの請求に伴う金兌換であり、大胆に試算すると27万円(=67万円-40万円)にも達したということができる。その他の国立銀行の金銀有高も9年6月末においては53万円、前年比78万円減となるなど、金兌換請求の増嵩を主因に大幅な減少を強いられたことが推察できる。

もっとも、銀行経営という視点からすると、利回りゼロの金銀有高が資産の3割を超えるのは尋常ではない。つまり、国立銀行は創設当初、第一国立銀行を中心にして政府預金に巨額の資金が流入する一方で貸出が十分伸びなかったため、余資が金銀有高に高止まっていた。加えて、民間預金には25%もの預金準備率が課されたため、金銀有高はさらに増大したのである。この金銀保有に偏した資産構成が、先に指摘した官公預金の優位とともに創設当時の国立銀行ないし第一国立銀行の

²⁸⁾ 第一国立銀行から引き揚げられたのは大蔵省が所管する御用預金のみであり、その他の官公庁や地方政府等が管理する預金は従来のまま取り扱われていた。

²⁹⁾ 加藤 (1963), 第3表「半期実際報告」, 33頁.

		国立銀行計		うち	第一国立			り他の国立鈴	
	明治7年	明治8年	明治9年	明治7年	明治8年	明治9年	明治7年	明治8年	明治9年
	6月末	6月末	6月末	6月末	6月末	6月末	6月末	6月末	6月末
	(3行)	(4行)	(4行)	(1行)	(1行)	(1行)	(2行)	(3行)	(3行)
政府へ貸									
紙幣抵當公債証書	1,920	2,020	1,420	1,600	1,500	900	320	520	520
紙幣抵當通貨									
諸公債証書	874	1,040	1,480	754	783	1,042	119	257	437
御用貸附金									
御用當座預金貸越			0						0
御用繰替金									
未済御下渡金									
小計	2,794	3,060	2,900	2,354	2,283	2,792	439	777	107
人民へ貸									
貸附金	2,884	2,358	2,009	2,373	1,715	1,338	510	643	671
期限過貸附金		6	370			293		6	78
滞貸附金			1						1
當座預金貸越		2	62			62		2	
當所割引手形	3	3	131			131	3	3	0
當所代金取立手形									
諸買入元金	187	242	55	187	210	33	0	32	22
荷為替手形		1	4					1	4
為替貸	9	18	18		18		9	0	18
小計	3,084	2,630	2,650	2,561	1,944	1,856	523	686	794
他店へ貸			39			30			9
補正勘定	6	47	67		46	45	6	1	22
雑勘定			6						6
創費入業	3						3		
洋銀差金勘定									
損益勘定									
銀行税									
金銀差金勘定									
銀行所有物									
質物流込		716	87		703	13		13	74
地所家作土藏什器	184	249	225	161	159	146	24	90	80
家作借受敷金									
小計	184	965	312	161	862	158	24	103	154
金銀有高	8,982	5,735	2,831	8,602	4,414	2,294	380	1,321	536
御用預金						1,138			
金貨				670		70			
銀銅貨						269			
紙幣				7,931		807			
他店切手並紙幣				1		10			
外國貨幣									
地金銀									
地金銀並外國貨幣	35	132	95	35	126	75	0	6	20
総 計	15,087	12,569	8,900	13,712	9,674	7,252	1,375	2,895	1,648

- 1. 合計金額は四捨五入のため、一致しない。
 2. 明治7年6月末における国立銀行計の銀銅貨残高はゼロである一方で、第一国立銀行では187,220円計上されていたため、この金額については諸買入元金に計上することにした。
 3. 明治8年6月末の第一国立銀行の借用金のうち78万円は政府からの拝借金に振り替えて計上することにした。

 - 4. 明治9年6月末の第一国立銀行の流通紙幣は政府紙幣の貸し下げ分85万円を含んでいるため、流通紙幣には当該金額を控除し た金額を計上した.
 - 5. 負債及び資本金勘定の「借金」および「株主ヨリ借」の内訳については、国立銀行計と第一銀行とその他の国立銀行の計数の 合計は一致しない.
- (出所) 大蔵省『銀行課報告』「各国立銀行資産負債一覧表」(日本銀行調査局編(1960)),第一国立銀行「半季実際報告」(日本銀行調 査局編 (1957)).

資産負債面での特色ということができる.

金銀有高に次いで大きな資産項目は貸出である。国立銀行計の貸出は、第一国立銀行による小野組破綻に伴う償却処理という特殊要因もあって、明治7年6月末の308万円から9年6月には265万円にまで縮小を余儀なくされており、金融の疎通という期待された役割を十分果たせていなかったことが示唆される。その一方で、東京以外の地域に設立された国立銀行の場合、借入需要は地元の中小の地主や商人を主体として旺盛で、堅調に推移していた。この間、第二国立銀行は、先に指摘したように、創設前から生糸商人向けに15万円もの貸出を行っていた。その一方で、同行は銀行券を発行していなかったため、その資金は預金等により調達されていたようであるが、8年12月には資金繰り順弁化のため、政府から政府紙幣5万円の貸し下げを受けた。

このように貸出においても2極分化が進み、第一国立銀行が貸出の伸張に苦労していた一方で、その他の銀行は健闘していたということができる。第一国立銀行による貸出伸び悩みの背景として頭取の渋沢栄一は、主たる営業基盤とする首府の東京においては、旧来からの商業資本家の多くが創設間もない国立銀行は十分信用できないとして、取引の開始や融資を受けることには消極姿勢を堅持していたことを指摘している。30)

国立銀行が保有する政府公債は、明治7年6月末の279万円から9年6月には290万円へとわずかに増加した。銀行券の発行保証となる金札引換国債の保有高が小野組破綻に伴う第一国立銀行の減資を主因に7年6月末の192万円から9年6月末には142万円へと50万円減少した一方で、諸公債証書残高が87万円から148万円へと61万円の増加を見たからである。その背景としては、あとで詳しく論じる官公預金にかかわる担保規制の強化に加え、民間預金の増嵩に伴う支払準備資産としての公債保有が拡大したことが挙げられる。その一方で、政府公債の資産全体に占める比率を見ると、明治7年6月末の19%から9年6月末には33%へと大きく上昇し、千田(1982)が指摘したとおり、資金運用面での国家依存度が顕著化している。31)

4.3 国立銀行の収益状況

このような資産負債構成を反映するかたちで国立銀行全体としては半期、 $22\sim30$ 万円の利益しか挙げえなかった。これを総資産に対する収益率(ROA)に換算すると $1.5\sim3.4\%$,年率換算では $3\sim7\%$ となる。ROA が最も低かったのは明治7年6月期の1.5%であり,政府債務の多くが金銀有高で運用されていたことを主因とする。その後,公債での運用増加を背景にROA も好転し,9年6月期には3.4%にまで上昇した。32) こうした傾向はとくに第一国立銀行において顕著に見られ,ROA は半期当たり $1.0\sim2.0\%$ という非常に低い水準で推移していた。一方,第一国立銀行以外の国立銀行のROA は創設当初より半期 $5\sim10\%$ 前後で推移するなど,収益性が比較的高かったことが判明した。その背景としては,官民預金とも少なかったため,現金という収益性に劣る資産の保有が少なかったことが挙げられる。

また、国立銀行全体としての配当率は半期 4%(年率換算では 8%)と、同 $4\sim6\%$ という第一国立銀行の配当状況を反映するかたちで、年利 1 割前後という定期預金の利率を下回る水準にあった。その意味で、第一国立銀行の株式募集に慎重な姿勢を堅持した投資家の判断は適切であったといえる. 33 これに対し、その他の国立銀行は半期 10%(年率 20%)と期待どおりの配当を実施して

³⁰⁾ 第一銀行八十年史編纂室編 (1957), 175-176頁.

³¹⁾ 千田 (1982), 554頁.

³²⁾ この点に関連して千田 (1982) は、第一国立銀行は「公債運用機関となって延命していた」(559頁) と指摘している。

いた. 実際, 第四国立銀行の場合, 明治 7 年下期から 9 年上期までの間, 少なくとも半期10%の配当を行っていた. $^{34)}$ これらの事実を総合すると, 創設直後の国立銀行はおしなべて経営不振を強いられたが, 『明治財政史』や先行研究の多くが指摘するほど厳しい状況に陥っていたわけではなかったということができる.

4.4 営業資金不足の主因は政府による官公預金の取り扱い変更

以上のような検証結果を踏まえると、国立銀行の資金調達源は創設当初は銀行ごとに異なるとともに2極分化していたが、その後、明治9年にかけて銀行券の発行不振もあって政府債務への依存度増大という方向に収斂したといえる。すなわち、最大手の第一国立銀行では元々官公預金等の政府債務が主たる資金調達源であり、銀行券の発行は限界的な役割しか果たしていなかった。これに対し、第四国立銀行および第五国立銀行の主たる資金調達源は当初は銀行券の発行であったが、発券機能の低下とともに官公預金や政府紙幣借り受けという政府債務への依存度合いを高めていったのである。銀行券を発行していなかった第二国立銀行も、資金繰り順弁化のため政府紙幣を借り受けた。

これらの事実は、条例改正前の国立銀行の経営実態のありようを端的に示しているといえる。しかし、官公預金への依存度が高くて資金的に余裕があったと考えられる第一国立銀行も、銀行券発行高の減少に伴って資金不足の状態に陥ったのである。その背景としては、官公預金受け入れ高の急減が挙げられる。事実、先に掲げた表1(1)のとおり、第一国立銀行の官公預金は明治7年6月の768万円から8年6月の355万円へと1年間で413万円も減少し、その間の資金繰りを逼迫させた。ちなみに同時期、銀行券発行高は100万円から19万円へと81万円減少したが、それに伴う資金不足は78万円にのぼる政府紙幣借り受けないし拝借金により穴埋めされていた。つまり、営業資金不足への寄与度合いは銀行券の発行減少よりも官公預金の減少のほうが圧倒的に大きかったのである。

国立銀行全体および第一国立銀行の資金調達源としての官公預金の重要性については、加藤 (1957) および千田 (1982) も指摘している.350 しかし、明治9年にかけて官公預金が急減した事由については具体的に述べられていない。それゆえ、本稿ではこの問題について改めて検討することにした。結論を先取りすると、小野組による公金流用の発覚および経営破綻を契機として政府による官公預金にかかわる資産保全政策が変更され、それが国立銀行からの官公預金引き揚げにつながったのである。実際、政府による官公預金の資産保全政策については、次のような政策変更があったことが知られている.360

すなわち、政府は租税収入の一元的な管理を狙いとして大蔵省為替御用掛を設けるとともに、明治6年7月には当該御用の取り扱いを第一国立銀行に命じ、同行に官金の出納事務を担当させることにした。これにあわせて大蔵省第一国立銀行金銀取扱規則が定められ、同行には官金出納の安全性確保を狙いとして、収納高の2分の1に相当する金額については公債証書などを担保として大蔵省に差し入れること(同第11条、7年12月からは100%に引き上げ)や、御用預金の受け入れ高は200万円ないし150万円を上限とし、これを上回る金額については大蔵省の金庫に繰り入れること(同第12条)が求められたのである。

³³⁾ 第一国立銀行では資本金を300万円としたうえで三井・小野両組の引き受け分を除く100万円を公募したが、 応募は計画の半分にも満たなかったため、その資本金は244万800円という中途半端な金額となった(第一銀行八 十年史編纂室編(1957)、89-90頁).

³⁴⁾ 第四銀行企画部行史編集室編(1974), 65頁.

³⁵⁾ 加藤 (1957), 26-28頁, 千田 (1982), 548頁,

³⁶⁾ 明治財政史編纂會編(1971), 17-30頁.

三井組や小野組などが担当していた府県為替方や省庁為替方にも先に掲げた金銀取扱規則が準用され、明治6年7月以降、三井組などが受け入れた官公預金についても公債証書などを担保として差し入れることが求められた。この担保の割合は当初、4分の1もしくは3分の1であったが、7年2月に一律3分の1に引き上げられたあと、10月22日には12月15日までに100%とすることが達せられた。政府が担保比率引き上げに踏み切った事由は明確になってはいない。しかし、府県為替方を積極的に引き受けていた小野組が官公預金の余資部分を鉱山開発や運送業向けなどに投資していたところ、それらが固定化して資金の回収に重大な疑義が生じたことに対応した資産保全措置の1つとして理解されている。37)

4.5 銀行券の発行不能は限界的に国立銀行の営業資金不足に寄与

このように国立銀行等が官公預金を受け入れるに際しては明治7年12月央以降,公債証書等を同額だけ保有することが求められ,この措置を満たせなかった小野組,島田組は経営破綻を余儀なくされた。国立銀行も、官公預金の余資を貸出等の原資に充当することができなくなった。こうした事情を背景とした官公預金の減少に伴って資金繰りが窮屈化するなか,第一国立銀行では銀行券発行不能の状態に陥ったため、営業資金が涸渇したのである。

政府債務に計上される官公預金には、御用預金、御用振出手形、御用当座預金、御用支払銀行手形、御用約定預金、御用定期預金、御用別段預金などがある。これらのうち最も一般的なのは御用預金であり、国立銀行が大蔵省為替方、府県為替方や省庁為替方として受け入れた公金が経理される。国ないし大蔵省が所管する御用預金は明治9年2月の院省庁現金納払規則に基づき同年3月末をもって大蔵省出納寮の現金納払局に移管され、第一国立銀行の大蔵省御用預金は廃止されることになった。これに対し、渋沢栄一第一国立銀行頭取は翌3月、得能良介紙幣頭宛てに営業資金不足に拍車がかかるとして移管時期の繰り延べを願い出た。得能も第一国立銀行の状況を理解のうえ6月末まで3か月延期することにし、大蔵省所管の御用預金は6月30日をもって全額、納払局に払い出された。その結果、第一国立銀行の官公預金残高は195万円減少し、9年6月末には160万円となったのである。38)

こうした事実からすると、「(国立)銀行は営業資金の欠乏に苦しみ、危機に瀕した」のは銀行券を発行しえなくなったことが主たる要因であるとまでは断言できない、銀行券の発行不能は、官公預金の持続的な減少に加え100%公債担保制への移行を契機に当該預金の余資を営業資金に充当できなくなるなか、主として日々の資金繰りというフローの側面において資金調達に限界的に悪影響を及ぼしたというのが実態と考えられるからである。

その一方で、国立銀行が営業資金の欠乏に苦しむなかで大蔵省が官公預金の担保率引き上げを強行したことは理解に苦しむ。もっとも、そうした事態が発生するに至った背景としては、税収の安全性確保を主張する出納寮の意見が紙幣寮よりも重視され、それが国立銀行経営に及ぼす効果については顧みられなかったことが指摘できる。実際、当時、紙幣頭の職にあった得能良介は官公預金に対する保全措置の強化が国立銀行の資金繰りに負の影響を及ぼすことを十分理解し、中規模以下の商人向けの金融の疎通のさらなる促進を狙いとして策定した通常銀行条例草案には官公預金にかかわる抵当の保持不要条項を付加した。そして得能は明治7年9月以降、草案を大蔵卿宛てに3度建議したが、いずれも却下された。39)

³⁷⁾ 沢田編 (1978), 424-426頁.

³⁸⁾ 第一銀行八十年史編纂室編(1957). 235-244頁.

³⁹⁾ 渡辺編 (1921), 254-263頁.

4.6 国立銀行が金融の疎通および太政官札の銷却処分において果たした役割

以上のような国立銀行の経営状況を踏まえ、金融の疎通および太政官札の銷却処分という国立銀行に課せられた政策課題がどこまで達成されたのかという問題について検討することにしたい.最初は、国立銀行が金融の疎通促進において果たした役割である.この問題については現在、『明治財政史』の議論に基づき、当時における国立銀行は順調に滑り出したというよりもむしろ、先駆者として種々の困難に遭遇したという見方が広く受け入れられている.⁴⁰⁾しかし、本節での分析結果を踏まえると、金融の疎通という点において国立銀行はそれなりの役割を果たしていたということができる.

実際, 第四・第五国立銀行においては, 貸出に対する需要が強い一方で銀行券の発行等による資金調達がままならず, 貸し応じ切れなかったのである. 加えて, 国立銀行には発券銀行として銀行券発行で得た資金で貸出を行うことが想定されるなか, 明治9年6月末の4行合計の銀行券発行枠が142万円であったことを踏まえると, 合計で265万円前後の貸出高を維持していたことはそれなりに評価できる. ちなみに第一国立銀行を除いた3行の貸出高は同79万円, 銀行券の発行枠52万円を4割ほど上回るなど, その健闘振りがうかがわれる.

これらの事実を踏まえると、国立銀行各行は創設当初から金融の疎通においてはそれなりに健闘していたが、全体として見ると期待に反するものであったということができる。ただし、その背景には国立銀行の設立が4行にとどまったことがあり、金融の疎通をさらに推進するには国立銀行の収益性が向上するべく条例を改正のうえ、全国各地で設立が相次ぐように環境を整備する必要があったと判断される。国立銀行の収益性を改善するには、金兌換の廃止や資本金を基準とした銀行券の発行枠の拡大が重要となる。このほか、国立銀行の設立を容易にするには最低資本金の引き下げも求められる。実際、改正条例においてはそうした条項が取り入れられており、それらが全国各地に所在する投資家による設立意欲を後押しし、国立銀行の設立ラッシュにつながったといえるのではなかろうか。

次は、太政官札の銷却処分問題である。この問題については、先行研究ではとくに触れられていない。実際、政府は明治2年5月の「太政官札を明治5年中に金貨兌換の新紙幣と交換する」という公約の達成を支援するべく、国立銀行の創設を通じて太政官札の回収を企図していた。しかし、国立銀行の設立が4行にとどまったことや金貨準備が十分ではなかったことを背景として政府は5年8月以降、当初の方針を変更して太政官札については明治通宝という不換紙幣との交換により回収することにした。この政策変更は商人や庶民から好感をもって受け入れられたため、太政官札の銷却処分は事実上、達成すべき政策課題から大きく後退することになった。太政官札の交換回収が順調に進捗し、8年末の発行高はピーク時の4,800万円から514万円にまで縮小したからである。

このような事実を踏まえ政府は明治9年の条例改正において、太政官札による資本金の払い込みおよび当該資金による金札引換公債の取得を定めた旧国立銀行条例第6条を廃止した、仮に同条の規定がそのまま維持されていれば、流通高が大きく減少した太政官札の取得が隘路となって資本金の払い込みが進まず、つれて国立銀行の設立を阻害する方向で作用したと考えられるからである。その意味で、先行研究ではとくに言及されていないが、政策的意義を喪失した太政官札による資本金払い込みの廃止も国立銀行の設立を容易化する方向で作用したということができる。

⁴⁰⁾ 明治財政史編纂會編(1972), 419頁.

[©]Japan Society of Monetary Economics 2022

5 国立銀行の経営面での構造変化と改正国立銀行条例の意義

5.1 政府紙幣の借り受け拡大が促した国立銀行の構造変化

明治9年8月に改正条例が公布されるまでの間、先に指摘したように、国立銀行4行は営業資金不足の解消ないし資金繰りの順弁化を図るべく政府紙幣の貸し下げを政府に請願し、政府もそうした請願に応えるべく政府紙幣を何度かにわたって貸し下げた。41)その結果、同年6月末までに4行に貸し下げられた政府紙幣は合計134万円となり、これに合わせて担保として供託されていた金札引換国債が同額だけ銀行券の返納とともに払い出され、次いで政府紙幣借り受けの担保として政府に改めて供託された。42)この担保の払出・再供託に伴う保全対象資産の移動に着目して、先に指摘したように伊牟田(1976、14-15頁)は「かくて政府は銀行に売渡した金札公債をすべて買戻す結果となった」と表現している。

この政府紙幣借り受けは政府からの借入金ないし拝借金として負債に計上され、国立銀行は銀行券発行不能に伴う営業資金不足を政府借入金で穴埋めしていたのである。それとともに国立銀行は銀行券の発行で得た資金により貸出を行うという発券銀行の姿から大きく乖離し、預金と拝借金ないし政府借入金で調達した資金でもって貸出を賄う銀行へと変容したということができる。こうした事実を踏まえ『明治財政史』は、「明治五年国立銀行条例ノ効力ハ此ニ至リテ全ク壊滅ニ帰シタリト云フモ不可ナルナシ」(43)と指摘している。

そうした国立銀行の変貌を踏まえると、金兌換廃止ないし政府紙幣兌換への移行は、新設の国立銀行はともかくとして、4行の営業資金不足を解消するうえではほとんど取るに足らない制度変更であったといえる。金兌換の廃止に伴って銀行券が自由に発行できるようになったとしても、公債の供託により裏づけられた発行枠がほとんど残っていなかったため、増発したくても増発できなかったからである。それゆえ、政府は改正条例公布後、国立銀行4行には改正条例に基づく営業免許を改めて交付するとともに金札引換国債を額面金額で買い入れ、当該資金でもって取得した公債証書による資本金の払い込みを認めるという特段の優遇措置を講じたのであった。441 この措置が実施されていなければ、政府紙幣兌換に移行したとしても、4行の発券機能の停止という状況は何ら変わらなかったからである。

5.2 改正条例の中核は金禄公債の不胎化に関連する措置

それでは、改正国立銀行条例のどの条項がその後の設立ラッシュにつながったといえるのだろうか。この問題について、改正条例の内容を踏まえて検討しよう。改正条例の骨子は次のように要約できる。すなわち、第1に、最低資本金を10万円とする(第17条)。第2に、資本金の8割については金札引換公債や秩禄公債など年利4%以上の利率が付された公債証書(払込価額は紙幣頭が推定した時価により評価)をもって払い込む(第19条)とともに、政府に供託すると同額まで銀行券を受け取ることができる(第18条)。一方、残りの2割は政府紙幣で払い込み、引換準備として保有しなければならない(第20条)。第3に、銀行券の金兌換は取り止め、政府紙幣兌換とする(第20条、第22条)。

国立銀行条例の改正は条文の修正・追加ではなく、条例そのものの全面改正として実施され、先 に指摘したように旧条例第6条にあった太政官札による資本金の払い込み、および当該資金による

⁴¹⁾ 明治財政史編纂會編 (1972), 424頁. 第四銀行企画部行史編集室編 (1974), 68頁.

⁴²⁾ 金札引換国債の供託をめぐる勘定間での動きは「各国立銀行資産負債一覧表」においては捨象されているため、表1の(1)ではとくに観察することはできない.

⁴³⁾ 明治財政史編纂會編(1972). 111頁.

⁴⁴⁾ 大内・土屋編 (1964), 469頁.

金札引換公債の取得義務づけは廃止された.これに伴って金禄公債による資本金払い込みが可能となったのである.その意味で、改正条例における国立銀行の資本金払い込みにかかわる条項の変更が設立を容易化する方向で作用したということができる。また、最低資本金については、紙幣寮が「中等以下人民の流通を開洞する」、つまり各地における銀行設立を促進するべく企図していた通常銀行条例案の趣旨を取り込むかたちで20万円から10万円に引き下げられた。

これらの事実を考慮に入れると、改正条例における重要な条項としては、太政官札による資本金の払い込みおよび当該資金による金札引換公債の取得義務づけの廃止、金禄公債による資本金払い込みの容認、銀行券発行枠の拡大(6割から8割に拡大)、金兌換から政府紙幣兌換への移行および最低資本金の引き下げ(20万円を10万円に引き下げ)という5つの条項を指摘することができる。そして、それらが相互に重なり合って国立銀行の設立を後押しする方向で作用したということができる。

実際,これら5つの条項のうち金兌換の廃止および銀行券発行枠の拡大は国立銀行の収益性改善にかかわるものであり、これに伴って醸成された国立銀行が発行する株式の高収益見込みが全国各地に所在する投資家に対して新たに募集される銀行株式への応募を誘因づけたと考えられる。残る3つの条項はいずれも国立銀行を設立するに際しての要件を定めたものであり、旧条例との比較において設立要件が大きく緩和され、富豪等による国立銀行設立を促す方向で作用したということができる。

5.3 明治9年の国立銀行条例改正の経済史的意義をめぐって

以上のように考えると、明治9年の国立銀行条例改正の経済史的な意義はどこに求められるのだろうか。条例改正後、国立銀行の設立が相次ぎ、最終的には153行となるなど、近代的な銀行制度が日本にも定着することになった。それとともに国立銀行は全国各地において金融の疎通促進に寄与し、日本経済の成長・発展に寄与した。こうした国立銀行の成長・発展を踏まえると、条例改正の意義としては次の4点が指摘できよう。

すなわち、第1に、国立銀行は発券銀行としての本来の機能を取り戻した。条例改正により銀行券の金兌換は廃止され、政府紙幣兌換へと移行した結果、国立銀行は金銀比価の内外格差に左右されることなく自由に銀行券を発行できるようになったのである。それがまた、あとで詳しく述べる措置と相まって貸出の伸張を促し、国立銀行の収益性向上や経営の安定に寄与したということができる。

第2は、太政官札による資本金払い込みの廃止、金禄公債による資本金払い込みの容認および最低資本金の引き下げという3つの措置が国立銀行設立にかかわる環境を大きく改善させたことである。政府から34万人にのぼる士族に対し総額1億7,400万円もの金禄公債が交付された結果、全国各地の士族が一夜にして少なくとも額面10万円以上の金禄公債を保有する投資家となった。そうしたなか、条例改正により金禄公債の受け皿として国立銀行株式への投資機会が準備され、士族の多くも金禄公債で国立銀行の株式を取得するという行動を採った。そこに株式募集に関連する負担を軽減する最低資本金の引き下げ措置も加わって、各地において国立銀行の設立を促すべく作用したということができる。

第3に、さらに銀行券の発行限度額が資本金の6割から8割に拡大されたことや、政府紙幣兌換への移行に伴って国立銀行の収益性ないし投資採算が急速に向上したことが加わり、国立銀行の設立が促されることになったということができる。つまり、本稿で指摘した5つの改正条項とともに国立銀行の新設にかかわる制度的な枠組みが整備され、それらが相互に重なり合って各地での設立を後押しする方向で作用したということができる。それはまた、金兌換から政府紙幣兌換への移行

ないし金兌換の廃止が条例改正の最重要事項であり、それが国立銀行の設立ラッシュを招来したという理解の妥当性に疑問を投げかけている.

第4に、国立銀行4行の営業資金不足は条例改正とともに一挙に解消するとともに、金禄公債の 現金化が進んだ、実際、資本金として払い込まれた金禄公債を政府に供託すれば同額の銀行券が下 付されるという仕組みを通じて、金禄公債の即時現金化が実現する。そのため、国立銀行も躊躇な く金禄公債による資本金払い込みを受け入れたといえる。換言すると、銀行券は公債を担保として 政府から下付されるという発券規定が梃子になって、条例改正により付加された金禄公債による資 本金払い込みが銀行券の増発ないし信用創造を可能としたため、国立銀行はより多くの貸出を実行 できるようになったのである。

これを金融論の議論に即していうと、向こう30年間における現金受け取りを確約する交付国債である金禄公債が国立銀行の資本金となった結果、銀行券発行にかかわる公債供託規定を拠り所にして金禄公債が現時点での現金へと転化されたということができる。あるいは、加藤俊彦が指摘したように、資本蓄積が十分でなかった時代において、金禄公債の発行という財政措置が疑似資本を創出するとともに、それがまた国立銀行による銀行券増発を媒介として成長資金を潤沢に供給し、金融面から全国各地における産業の発展を支えたということができる.45)

もっとも、大蔵省編纂の『明治財政史』では、明治9年の国立銀行条例改正における金禄公債の不胎化および太政官札による資本金払い込みの廃止の重要性についてはほとんど言及されていない、先に指摘したとおり、銀行券の発行不能に起因する営業資金不足の解消を狙って条例改正が検討されるなか、そこにたまたま金禄公債の不胎化という政治的な要請が加わって速やかに実現したと主張されるにとどまる。それゆえ、なぜこのような説明が採用されたのかが問題になる。この条例改正において主導的な役割を果たしたのは大蔵卿の大隈重信であり、『明治財政史』も大隈が条例改正を命じたことを指摘している。46) ただし、金禄公債の発行と価格安定化を狙いとした不胎化措置のありように関し誰が考案したのかとか、その意義については一切触れないまま事実として淡々と述べられるにとどまる。

ちなみに、大隈重信は明治3年秋、伊藤博文を金融制度の調査研究のために米国に派遣した.この調査結果に基づく伊藤の建議が、周知のとおり、4年の金本位制度の採用および国立銀行制度の創設につながった。国立銀行制度の創設当初、銀行は4行しか設立されなかった。しかし、9年の条例改正とともに新設が相次ぎ、その後における日本経済の成長・発展を金融面から支えた.こうした流れのなかで考えると、国立銀行という近代銀行制度の創設・整備にかかわる功績は伊藤博文や大隈重信に与えられることになる。実際、9年の条例改正に伴い、岡田俊平、靏見誠良や鎮目雅人が指摘したとおり、47) 国立銀行制度は伊藤が提案した紙幣銀行へと回帰したことには留意する必要がある.その一方で、『明治財政史』は松方財政史とも揶揄されるように、西南戦争後のインフレを鎮静化するべく紙幣整理を大胆に実施したり、兌換銀行券を一元的に発行する中央銀行制度の創設に寄与したりして近代日本財政の確立に寄与した大蔵卿の松方正義の功績を讃える方向で編纂されている.

ただし、薩摩出身の松方正義と佐賀出身の大隈重信との関係は良好とはいい難い。実際、大隈が明治8年1月の財政建議において、金貨流出を防止するには拡張的財政措置が必要と説いたのに対

⁴⁵⁾ 加藤 (1957), 32頁.

⁴⁶⁾ 明治財政史編纂會編(1972). 112頁.

⁴⁷⁾ 岡田 (1957), 96-98頁. 靏見 (2002), 483頁. 鎮目 (2020), 230頁.

し、当時は大隈の部下であった松方は通貨収縮策の採用を提唱した。こうした両者の関係を考慮すると、9年の条例改正に伴って国立銀行制度が大きく発展したことは認めえたとしても、条例改正において大隈が主導的な役割を果たしたことを正面切って容認することはできない。加えて、太政官札による資本金払い込みは薩長閥において大久保利通の後継者となった伊藤博文が建議したものであり、それが時代の流れとともに政策的意義を喪失しただけでなく国立銀行を設立するうえでの隘路と化したことを記すことはできない。それゆえ、『明治財政史』においては、国立銀行の経営難解消を狙って条例改正が検討されるなか、「突如として政治的要因が加わった」ため、改正が速やかに実現したというように曖昧な表現が採用されたのではないかと判断される。

6 お わ り に

以上のとおり、本稿では明治9年8月の国立銀行条例改正に関する先行研究を踏まえて、条例改正前における国立銀行の営業活動はどのような状況にあったのか、国立銀行は銀行券の兌換請求の増嵩とともに極度の営業資金不足に陥ったとされるが、本当にそうなのかといった問題に加えて、条例改正の背景とその経済史的意義について改めて検討した。その結果、次のような知見を得ることができた。

すなわち、第1に、明治9年の条例改正までの間、最大手の第一国立銀行の動きを反映して国立銀行全体としての主たる資金調達手段は官公預金であり、銀行券の発行は重要な役割を果たしていなかった。それゆえ、金銀内外比価の乖離拡大とともに銀行券が発行不能になり、これが国立銀行の営業資金不足を招いたという捉え方には首肯できない。銀行券の発行不能もさることながら、営業資金不足に最も大きく寄与したのは政府が実施した官公預金にかかわる資産保全措置の強化、および大蔵省御用預金の引き揚げであった。その結果、国立銀行では官公預金の余資を貸出等に振り向けることができなくなるなか、銀行券の発行高減少とともに資金繰りが窮屈化したのである。

第2に、政府の官公預金にかかわる資産保全規制の強化および銀行券の発行環境の悪化に伴う営業資金不足に対応するべく、国立銀行4行は明治7年9月から9年6月にかけて政府紙幣の貸し下げを幾度か受けた。その際、国立銀行は銀行券を返納して金札引換国債の返却を受け、これを政府紙幣借り受けにかかわる担保として改めて政府に差し入れた。その結果、銀行券発行枠は政府紙幣の借り受け増大とともに逓減し、9年6月末には8万円にまで縮小するなど、国立銀行の発券機能は事実上消滅した。換言すると、銀行券の発行が困難化するなかで、対症療法的に実施された政府紙幣の借り受けが国立銀行の発券機能を縮小・消滅させたのである。つまり、国立銀行は発券銀行から預金と政府拝借金で調達した資金でもって貸出を行う機関へと構造変化したのである。こうした業務内容の変貌を受け、金兌換の廃止および政府紙幣兌換への移行は国立銀行4行の営業資金不足の解消を図るうえで有効な手段にはほとんどならなかったということができる。

第3に、改正国立銀行条例において重要な役割を果たしたのは、太政官札による資本金払い込みの廃止、金禄公債による資本金払い込みの容認および最低資本金の引き下げ(20万円を10万円に引き下げ)、銀行券の発行限度額の拡大(資本金の6割から8割に拡大)および政府紙幣兌換への移行という5つの措置であった。すなわち、最初の3つが国立銀行設立にかかわる環境を大きく改善させる方向で作用するなか、残りの2つが収益性や投資採算を急速に向上させる方向で働いたのである。あるいは、これら5つの改正条項によって国立銀行の新設にかかわる制度的な枠組みが整備され、それらが相互に重なり合って国立銀行の設立を後押しする方向で作用したということができる。それはまた、金兌換から政府紙幣兌換への移行ないし金兌換の廃止が条例改正の最重要事項であり、それが国立銀行の設立ラッシュを招来したという理解の妥当性に疑問を投げかけている。

第4に、金融論の視点に立つと、条例の改正に伴い将来における現金支払いを確約する金禄公債が、国立銀行の資本金となって政府に供託されると同額の銀行券が下付されるという仕組みを通じて、現時点での現金へと時間を超えて変換された。このように金禄公債の発行という財政措置が現時点での疑似資本に変換されたことで銀行券の増発が可能となった。それとともに国立銀行は成長資金を潤沢に供給し、金融面から産業の発展を支えたということができる。これこそが明治9年8月に公布された国立銀行条例改正の経済史的意義といえよう。

いうまでもなく、これらは明治9年の国立銀行条例改正に至るまでの時期における国立銀行の営業状況や、7年半ば以降における営業資金不足の背景、さらには条例改正の趣旨とその経済史的意義にかかわる1つの解釈である。そうした解釈の妥当性を立証するためにも、条例改正以降の国立銀行の設立状況や営業状況などについてさらに詳しく検討する必要がある。これらについては今後の課題としたい。

(同志社大学)

投稿受付2019年11月27日, 最終稿受理2021年11月3日

[参考文献]

池田浩太郎(1960)「秩禄処分の経過と公債交付」『成城大学經済研究』第12巻, 265-293頁.

伊藤之雄(2019)『大隈重信(上)』中公新書.

伊牟田敏充(1976)『明治期金融構造分析序説』法政大学出版会。

大内力(1957)「第四国立銀行」加藤俊彦・大内力編『国立銀行の研究』勁草書房、89-141頁.

大内兵衛·土屋喬雄編 (1964) 『明治前期財政経済史料集成』第13卷, 明治文献資料刊行会.

岡田俊平(1957)「明治9年、国立銀行条例改正の意義」成城大学『経済研究』第7巻、71-98頁、

落合弘樹(1999)『秩禄処分』中公新書.

加藤俊彦(1957)『本邦銀行史論』東京大学出版会.

加藤俊彦(1963)「第一国立銀行」加藤俊彦・大内力編『国立銀行の研究』勁草書房、21-88頁、

沢田章編(1978)『世外侯事歴維新財政談』(下巻)、原書房、

鹿野嘉昭(2017)「為替会社の破綻処理をめぐって」『経済学論叢』第69巻第1号, 31-95頁.

鎮目雅人(2020)「日本における近代信用貨幣への移行」鎮目雅人編『信用貨幣の生成と展開』慶應義塾 大学出版会、221-255頁。

杉山和雄(1962)「国立銀行政策の一考察: 秩禄処分との関係を中心とする」『金融経済』第74号, 27-46 頁.

千田稔 (1982)「金札引換公債と改正国立銀行条例布告頃迄を中心に」『一橋論叢』第88巻第4号, 539-561頁.

第一銀行八十年史編纂室編(1957)『第一銀行史』第一銀行.

第四銀行企画部行史編集室編(1974)『第四銀行百年史』第四銀行.

靏見誠良(2002)「近代の貨幣・信用」桜井英治・中西聡編『流通経済史』山川出版社,470-513頁.

中村尚美(1968)『大隈財政の研究』校倉書房。

日本銀行調査局編(1957)『日本金融史資料明治大正編』第3巻, 東洋経済新報社.

日本銀行調査局編(1960)『日本金融史資料明治大正編』第7卷(上), 東洋経済新報社.

日本銀行調査局編(1973)『図録日本の貨幣』第7巻、東洋経済新報社.

原司郎(1958)「第二国立銀行覚書」『金融経済』第50号,55-82頁.

明治財政史編纂會編(1971)『明治財政史』第4巻,吉川弘文館.

明治財政史編纂會編(1972)『明治財政史』第13卷, 吉川弘文館.

横浜市編(1961)『横浜市史』第3巻上,横浜市.

渡辺盛衛編(1921)『得能良介君傳』池田敬八.

《SUMMARY》

WHY WAS THE NATIONAL BANKING LAW AMENDED IN 1876?

By YOSHIAKI SHIKANO

We tried to reexamine how the national banks in Japan operated their business before the amendment of the national bank law in 1876 and the significance of the amended national bank law, and got the following insights: First, the national banks had been heavily dependent on government deposits for fund raising and fell into the fund shortage when the safe asset regulation on them was tightened by the government. To cope with this difficulty, national banks started to borrow money from the government since 1874 by putting the government bonds as collateral, which had been originally deposited to the government, thus giving up the authority of issuing the bank notes. Second, the amendment of the national banking law facilitated the establishment of national banks and the Japan's economic growth through the following amendments: the abolishment of the payment of capital by the "Dajokan-Satsu," a government paper money issued just after the Meiji Restoration, the permission of the payment of capital by "Kinroku Kousai", delivery government bonds issued to former samurai warriors in 1878 to compensate their income, the reduction of minimum capital requirement, the permission of non-convertible notes issue and the upward revision of bank note issue limit.

(Doshisha University)